

● 教育委員会体罰根絶アクションプランの取組状況（全体版）

令和5年4月1日現在

「※」のある項目は、特に市立尼崎高等学校改革の一環としても取り組んでおり、市立尼崎高等学校における取組状況については別途進捗管理している。

項目	議論のまとめで示された課題や改善の方向性	取組状況			
		取組済	一部取組済	検討中	
1 体罰が発生する背景・組織風土の課題					
(1) 体罰に関 する教員の 意識、体罰 を起こした ことそのもの、 体罰を 起こした後の 対応	① 体罰は認められないという 人権意識の徹底	人権(「体罰」防止含む)研修徹底、児童生徒に対する指導スキルの向上やアングラマネジメントに関する研修実施	○	○	令和3年度と同様に管理職、部活動関係教職員、一般の教職員を対象にした研修を各2回、合計6回を実施した。 すべての研修において、「体罰等防止ガイドライン」の周知を行い、管理職対象の研修では、自校の取組を振り返るとともに、部活動関係教職員、一般の教職員対象の研修では、トップアスリートの講演会も開催した。外部機関に委託し3年間実施した体罰防止特別研修は令和4年度で終了するが、令和5年度からも体罰等の防止にかかる研修は引き続き実施していく。
	② 学校管理職 や保護者への適切な報告	サービスに関する学校向け通知や(仮称)部活動指導者ハンドブックに、体罰が発生した場合に、学校管理職や保護者に対し適切に報告する義務があることを明記	○	○	研修資料及び通知文において、随時周知を図ったほか、令和3年7月に策定した尼崎市体罰等防止ガイドライン(2-③-②参照)に報告にかかるルール等について明記した。 令和4年度に部活動方針等を簡易にまとめた「部活動指導者ハンドブック」を作成し、緊急時の対応や学校管理職・保護者への報告方法等について明記した。(4-④-②参照 関連)
	③ 教育委員会及び 学校版部活動方針の策定等 (※)	高校における体罰等の根絶方針等の必須事項を含め部活動方針を新設すること、中学校では既に策定されている部活動方針に、学校における部活動の意義等を盛り込むこと	○	○	令和3年度に議論のまとめの趣旨を踏まえた「尼崎市立高等学校部活動の方針」を策定するとともに、「尼崎市立中学校部活動の方針」を改訂した。
	④ 各部活動単 位の部活動方針の策定等(※)	教育委員会及び各学校が策定した「部活動の活動方針」を踏まえ、各部活動単位においても「部活動の方針」を策定等	○	○	上記の方針を踏まえた学校単位及び部活動単位の部活動方針については、一部未作成であるため引き続き策定をすすめていく。
2 人事の仕組みや服務上の課題					
(1) 市立高校 における教員 人事の流動性 の確保について	① 市内市立高校 間の異動の活性化	定期的な人事異動は、当該教員が新たな知識や技能を学び、学校組織に新しい風を吹き込む意味でも重要であるが、市立高校については、限られた学校数や専門学科の実態から硬直した状態が長年続いており、部活動顧問についても長年同一教員が行うケースが見受けられる。 可能な限り、計画的に人事異動を行っていくことが望ましい。	○	○	学校教育の充実を図り、各高校の特色ある教育の推進に向けた人材の配置を行うため、積極的に市立高校間の異動を行っていくという方針のもと、校長会等において同一校における長期勤務者の計画的異動を積極的に進めることについて協議を重ねている。 学校数が少ない上に、専門学科の設置や各校の特色がそれぞれ異なるため、困難な状況ではあるが、学校現場と教育委員会事務局間での人事交流も含めて、適材適所の人事配置の観点から検討し、令和3年度は9名、令和4年度は11名(令和3年度、令和4年度ともに管理職・中学を除く)の教員の異動を行った。
	② 県市間交流の 活性化		○	○	県教委とは定期的に協議を重ね、県市間交流の活性化を強く要望している。令和3年度は県から市へ2名、市から県へ4名、令和4年度は県から市へは0名であったが、市から県へ2名の異動があり、新規採用教員については5名の教員が市立高校に配置された。
	③ 他都市市立 高校との交流の 促進		○	○	他都市市立高校との交流の必要性について神戸市教育委員会と協議の上で、令和4年度に長期派遣協定の締結に至った。今後、長期派遣交流が活発に行われるよう、引き続き神戸市教育委員会と協議を重ねる。
(2) 体罰行為 を行った教員 への対応	① 「指導から外 す」際の除外指 針の策定	体罰による児童生徒への影響や、保護者の不安・不信、その他円滑な学校運営上の観点から、処分決定前であっても、一時的に授業や部活動指導から外すことができる公平・公正な仕組みと教員への事前周知が必要	○	○	部活動中の体罰により懲戒処分を受けた場合は原則部活動を行わせないことや復帰の条件等について尼崎市体罰等防止ガイドラインに明記した。
	② 体罰等ガイド ラインの策定	体罰が何故許されないのかということ、子どもの人権や成長に与える影響等の観点からわかりやすく示すとともに、体罰や暴言、ハラスメント行為、その他不適切な指導の具体的な例を示すことで、教員が体罰等によらない指導を行うための行動指針とするため、「体罰等ガイドライン」の策定を行うこと。	○	○	体罰等が子ども達に対する著しい人権侵害であることを明確にする中で、体罰等の定義、指導と体罰の違い、体罰等が生じる背景やその防止策など、指導に携わる者にとっての総合的な指針としてまとめた尼崎市体罰等防止ガイドラインを令和3年7月に策定した。
	③ 尼崎市教育委 員会懲戒処分標 準例(市費教員 版)の作成	市費教職員の懲戒を想定した「尼崎市教育委員会懲戒処分標準例」を策定し、今後の統一した処分等の指針とすること。	○	○	「尼崎市教育委員会職員の懲戒処分に関する指針」等を策定済 市ホームページにおいても公開している。 令和2年7月1日付施行
	④ 悪質な体罰を 行った教員に対 する告発	体罰の程度がひどく、明らかに傷害や暴行罪が成立することが疑われる場合は、本人や保護者等からの被害届の提出の有無に関わらず、刑事訴訟法の趣旨にのっとり教育委員会や学校が告発すべきである。	○	○	尼崎市体罰等防止ガイドラインの中に、悪質な体罰が生じた場合の告発方針やそのプロセスについても盛り込んだ。

項目	議論のまとめで示された課題や改善の方向性	取組状況			
		取組済	一部取組済	検討中	
3 学校の危機管理から見た課題					
① 学校の危機管理体制の課題整理	各学校緊急対応マニュアルの見直し(「傷病者」の定義の記載含む)と周知・徹底・提示(※)	各学校で作成している緊急対応マニュアルを部活動にも対応した内容に見直しするとともに、「傷病者」の定義について、共通理解できるようマニュアル整備すること。また、全教職員に対し研修実施など、活用できる体制整備を行う。	○	○	令和2年4月に教育委員会において「学校園事故報告要領」の見直しを行い、事故報告書を委員会に上げるべき内容や救急搬送の有無について一人で判断しないようになどを整理した。 また、高等学校部活動方針においても緊急連絡体制危機管理マニュアルを新たに盛り込んだ。
	救護義務違反をした教員に対する服務監督上の取り扱いの厳格化	授業や部活動指導から一時外した上で再教育を行ったり、懲戒の対象としたりするなど、その身分の取り扱いの厳格化についても検討すること。	○	○	尼崎市体罰等防止ガイドラインにおいて「体罰発生時の対応」の項を設け、救護を含む児童生徒への初期対応、学校長等への迅速な報告、適切な保護者対応等について明記した。 今後、これに反する行為があった場合は厳格に対処していく。
4 教育現場への支援体制の充実					
② 教員が教育活動に打ち込めるためのゆとりづくり	部活動時間の制限や一定の休養日の義務付け	教員(顧問)の長時間労働は、さまざまな教育への悪影響を与えており、(生徒と同様)その負担の軽減のためにも部活動の活動時間に一定の制限を設けるべきである。	○	○	中学校部活動方針を改訂し(令和3年4月1日改訂)、改めて部活動時間の制限や一定の休養日の義務付けを徹底するとともに、高等学校においては新たに高等学校部活動方針を策定し同様のルールについて明記した。 【中学】 ・週当たり2日以上以上の休養日(ノ部活デー)を設ける。 ・1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とする。 【高校】 ・週当たり1日以上以上の休養日(ノ部活デー)を設ける。 ・1週間の活動時間は、22時間程度とする。
	部活動指導員等の外部指導員の充実	平成29年4月の学校教育法施行規則の改正により制度化された「部活動指導員」を積極的に活用するなどして、教員の部活動指導の軽減や専門性の確保に向けた取組を進めていく必要がある。	○	○	部活動指導員に関しては、令和元年度から令和4年度まで5人を配置した(何れも顧問の補助)。令和5年度は5人増員し10人配置予定。 外部技術指導者については、令和2年度は51人配置し、令和3年度は44人配置、令和4年度は49人配置している。部活動地域移行の動きと合わせ今後更なる人材の確保を進める。
	部活動の在り方の再検討	中長期的な観点から、学校内の運動部活動を地域スポーツ団体に委ねたり、外部委託するなど、運動部活動の学校における位置づけの再構築に向けた検討も進めてもらいたい。	○	○	中学校部活動は、令和4年6月にスポーツ庁からの部活動地域移行に関する提言の中に「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」ことが発表された。 生徒のスポーツ・文化活動に親しむ機会を確保し自主的・主体的な参加を促しながら、また教職員の負担軽減のために、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」として地域連携・地域移行に取り組んでいく。 その中で、受け手となる団体等、地域のスポーツ環境の把握をはじめ多方面の意見を聞く必要もあることから、尼崎市地域部活動検討協議会を設置し、中学校校長会や中体連会長など多方面の方からの現場の意見を聞き検討を進めていく。
③ 教員(顧問)の指導技術向上	(仮称)部活動指導者ハンドブックの作成・配布等	教員(顧問)が、困ったときの助けとなるよう、あるべき指導者像、脳震盪等の緊急時の対応の基礎基本等についてわかりやすくまとめたハンドブックを作成	○	○	令和4年度中に部活動方針等を簡易にまとめた「部活動指導者ハンドブック」を作成し、緊急時の対応等について明記する。(1-③-① 関連)
	部活動指導者に関する定期的な研修の実施	元トップアスリートやスポーツ指導の研究者等を講師として招き、最新の指導理論等について学ぶことができる機会を設けることも重要	○	○	令和2年度に課外クラブ指導者研修会をオンラインで実施し、令和3年度は同研修会を11月、令和4年度は12月に実施している(対面研修)。(1-③-② 関連)
	スポーツ指導者に関する資格等の取得促進	教員(顧問)の指導力向上のため「日本スポーツ協会公認スポーツ指導者」等の専門資格の取得促進について検討すること	○	○	中学校の部活動地域移行を進める中で、地域クラブ活動の指導者には資格の取得が必要であり、また、部活動の地域移行後、指導を希望する教員が担い手となった場合も「日本スポーツ協会公認スポーツ指導者」などの資格が必要となることについて、部活動の地域移行に向けた議論を踏まえ、検討を進めている。(4-(1)-③ 及び④ 参照)
	大学院等への長期派遣等研修の実施	本市教育水準の向上のため、市費教職員に対し、大学院派遣制度の創設も含めた取組を検討すべき	○	○	令和2年1月24日「市立高等学校教員の大学院等研修派遣制度取扱要項」を策定、令和2年4月より1名を大阪体育大学大学院へ派遣中(令和3年度未まで)。今後も定期的な派遣を行う予定である。
	「(仮称)グッドコーチ賞」の創設	優れた部活動指導者に対し、教育委員会が表彰する仕組みを創設すべき	○	○	部活動方針等を遵守した模範となる取組に対して所管課から推薦をもらうなど、表彰制度の創設に向けた仕組みづくりについて、部活動の地域移行に向けた議論を踏まえ、検討を進めている。

項目	議論のまとめで示された課題や改善の方向性		取組状況			
			取組済	一部取組済	検討中	
(3) 萎縮防止等のためのサポート・相談体制	◎ 教員向け外部相談窓口の充実	いくしあ教育相談の活用など	○			<p>・県の「指導の重点」や「いくしあ」の案内の配布・周知</p> <p>・教育相談カウンセラーや児童専門ケースワーカー、作業療法士等の各校へのアウトリーチについて取組中</p> <p>教育相談については児童生徒および保護者だけでなく教員等、児童生徒に関わるすべての人を対象としている。</p>
	◎ 「いくしあ」と連携した取組の充実及びスクールソーシャルワーカーの積極的活用(※)	「いくしあ」内の発達相談支援や、福祉関係部局との連携、スクールソーシャルワーカーの積極的活用により、児童生徒の理解に悩む教員への理解増進への支援等	○			<p>【スクールソーシャルワーカー】</p> <p>スクールソーシャルワーカーの勤務体系を週3日勤務から一部週5日勤務を設定したことにより、更なる教育相談体制の充実と福祉的視点による連携支援の拡充を図る。</p> <p>令和4年度は、9名のSSWを幼・小・中・高の34校園に拠点、巡回配置し、支援体制の拡充を図った。</p> <p>児童生徒の特性やアセスメント結果に基づく指導・支援方法について、教員への助言指導の実施した。</p> <p>児童生徒理解のための教職員向けの研修の実施した。</p> <p>令和3年度より、市立尼崎高校には、SSWを配置し、校内体制の整備に向けた連携対応を推進している。</p> <p>いくしあ推進課発達相談担当に所属する医師や心理士等の専門家による児童生徒のアセスメントを実施した。</p>
(4) 体罰防止研修の充実	◎ 幅広い分野にわたる研修の充実	体罰や子どもの人権、ハラスメント、アンガーマネジメントなどに関する研修を組み入れることや、市長部局実施の研修への教員の受入	○			<p>(学び支援課)</p> <p>令和3年度と同様に次の取組を行った。</p> <p>【特別研修】</p> <p>外部の専門機関に委託して、体罰防止に向けた特別研修を実施した。</p> <p>対象を◎ 管理職、◎ 部活動関係教職員、◎ 一般の教職員の3つに分け、それぞれの研修を前期・後期に分けて年間2回ずつ(計6回)実施した。</p> <p>1 体罰防止マネジメント研修</p> <p>(1) 前期 6月28日(火)、管理職(全校園)</p> <p>(2) 後期 12月13日(火)、管理職(全校園)</p> <p>2 体罰防止指導方法研修</p> <p>(1) 前期 8月2日(火)、部活動指導教職員(中・高)</p> <p>(2) 後期 11月30日(水)、部活動指導教職員(中・高)</p> <p>3 体罰防止アンガーマネジメント・ストレスコントロール研修</p> <p>(1) 前期 6月22日(水)、一般教職員(全校園)</p> <p>(2) 後期 11月30日(水)、一般教職員(全校園)</p> <p>各研修において「体罰等防止ガイドライン」の内容周知も図った。</p> <p>【人権研修】</p> <p>今年度の夏季研修として、子どもの権利条約、LGBTQ、多文化共生等をテーマとした人権研修を実施した。</p> <p>引き続き、市長部局の実施している職員人権研修への学校教職員の参加についても進めていく。</p>
	◎ 研修成果の教育現場への還元		○			<p>研修内容については、受講者が、各学校園で伝達・情報提供等を行い還元している。また、「体罰等防止ガイドライン」の説明動画を教職員用端末から見られるようにし、学校園に周知した。今後も、研修効果を幅広く還元させるしくみを検討していく。</p>

項目	議論のまとめで示された課題や改善の方向性	取組状況			
		取組済	一部取組済	検討中	
5 スクールガバナンスと部活動					
(1) 学校管理職によるガバナンスの強化について	① 管理職と部活動顧問の権限と責任を明確化	管理職と顧問間の命令・受命・復命関係の徹底	○		管理職と顧問間の命令関係等については、令和3年度に定めた部活動方針にもとづき、普段から、管理職が顧問から提出を受けた活動計画等により部活動内容の把握に努めており、特に事故発生時の報告体制等については、令和3年度に作成した「体罰等防止ガイドライン」において整理している。 また、令和4年度に作成した「部活動指導ハンドブック」にも同様に掲載しており、命令関係等の徹底を図っていく。
		顧問、監督とコーチ間の職責の整理など	○		令和3年度に作成した部活動方針において、顧問の職責の整理を行った。 顧問が複数配置されている大規模な部活動においては、顧問は「監督」、「コーチ」等の肩書を持ち、役割分担しながら指導を行っていることから、その役割についても、部活動方針に明記していく。
	② 管理職が部活動の状況を把握出来る仕組みづくり(※)	管理職等による部活動の定期巡回		○	管理職等による部活動の定期巡回を行っている。その趣旨を踏まえ、引き続き取組を徹底していく。
		「(仮称)各学校部活動顧問会議」の設置		○	各学校において部活動顧問による会議や打ち合わせ等の機会を活用して顧問会議を実施しているが、頻度や協議内容について学校毎に異なるという課題があったため、部活動の在り方や運営・指導方法について情報交換等を行う機会として顧問会議を活用するよう中学校及び高等学校の部活動の方針に明示した。今後は部活動の方針や課題について情報交換を行う等、会議の機能が果たされるよう努めていく。
(2) 児童や生徒達から学校管理職(又は教育委員会)に意見が言え、また、生徒主体で部活動の運営を考えることが出来る仕組みづくり	① 児童生徒(部員)からの相談体制の充実	担任以外の相談窓口設定(スクールカウンセラーなど)	○		〈学校における相談窓口〉 ・中学校17校、小学校13校(連携校28校)、市立高等学校3校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒及び保護者、教職員のカウンセリングを実施 〈いくしあ相談窓口〉 ・「いくしあ」における教育相談では、8名のカウンセラーを配置し、電話および面談にて「教育相談」を実施 (その他(部活動内の相談体制)) ・中高共に大半で複数顧問制が採用されていることから、これを活用した相互の相談の受入について指導者研修会を通じて理解を深めた。 (4-(2)-②参照)
		尼崎市子どもの育ち支援センターの教育相談機能の活用(運用済)、中学校向けいじめ通報アプリSTANDBYの市立高校への拡大		○	・市立中学校・高等学校の全生徒に向け、アプリ活用の授業の実施。 ・「脱いじめ傍観者授業」「SOSの出し方」を通じてSOSを出すことの重要性を学習し、授業内でアプリ登録を行い、いつでも相談できる環境を構築した。
		ネットでの体罰通報窓口、体罰や虐待にかかる事案を定期的に把握できるしくみ(アンケートなど)		○	・メールによる体罰通報窓口(市長部局・教育委員会)については令和元年度より継続中。 ・こども青少年局が令和4年度に実施した市立の小・中・高・特支学校の全児童生徒向けの子どもの人権アンケートの結果を受け、教育委員会として必要な対応を行っていく。
	② 「(仮称)キャプテン会議」の設置(※)	各部の代表者が集まり定期的に情報交換を図る「(仮称)キャプテン会議」を設け、各部の課題を発見し、生徒による自主的な部活動の改善体制を構築する。		○	中学校及び高等学校の部活動の方針にてキャプテン会議について明示したが、一部未実施の学校もあるため引き続き議論のまとめの趣旨に応じた部活動の改善体制を整えていく。
(3) 部活動予算や備品等の実態からみたスクールガバナンスの課題	① 部活動にかかる予算や備品管理の徹底(※)	各部活動における部費の実態を把握するとともに、可能な限り負担を軽減する努力を行いつつ、寄付も含めた会計を透明化すること。(寄付備品を含む)		○	・各学校各部の活動費の執行については、健全な収支報告をするよう引き続き指導に努める。 ・厳しい財政事情による学校配当予算の課題や、自主性・自発的参加という部活動の性質(学習指導要領)から、部活動の運営は寄付や受益者負担に頼らざるを得ないが、負担の軽減と透明な会計管理について徹底していく。

項目	議論のまとめで示された課題や改善の方向性	取組状況			
		取組済	一部取組済	検討中	
6 開かれた部活動の実現					
(1) 顧問と生徒の閉鎖空間にならないために	① 「(仮称)部活動見学デー」の実施(※)	保護者、進学や入部を目指している児童生徒、地域住民に部活動について理解してもらえるよう「(仮称)部活動見学デー」を設ける等の取組を進めること。	○		各高等学校におけるオープンハイスクールでは入学を希望する中学生やその保護者に対して部活動の見学会等を実施している。また、地域に開かれた学校づくりの一環として、地域の中学校やクラブチームとの合同練習や小・中学生への技術指導を行うとともに、尼崎高等学校では積極的に地域住民への体育館・テニスコート・プール等の施設開放を行っている。 また中学校においては、従来から小学生の学校見学・部活動見学といった小中連携を図っている。
	② 生徒がスポーツ指導の在り方について考える機会の確保(尼崎高校体育科)(※)	生徒自身が、スポーツ指導の在り方について考え、提言・発表する機会を作ること。	○		体育科専門科目改編に向けて、スポーツの科学的な視点での学びや課題解決型学習を取り入れた新たなカリキュラムを実施するとともに、様々な機器等の導入や無線LANの整備を行い学習環境を整えた。また、新カリキュラムのもと卒業論文について学術的に完成度の高いものとなるよう指導し、学校内外で発表する機会を設ける(令和4年度から大阪府立桜宮高校と合同の卒論発表会を予定)。(6-13) - ② 関連)
(2) 市立尼崎高校体育科の教育課程の見直し	① 教育課程の見直し(※)	市体育科が、将来競技者や指導者としてだけでなくスポーツ関連産業など広くスポーツ振興を担う人材を育成する学科となるよう、単に、自分の専門とする競技に関する技能を運動部活動で伸ばすだけでなく、スポーツの振興を担うに足る必要な幅広い知識と技能を学ぶことができるような教育課程を編成すること。 また、実技に偏らず、体罰によらない科学的な指導法を学ぶための基礎的な科目(例えば、コーチング論やスポーツ安全、運動生理学など)を体系的に配置し、かつ、生徒が自分で調べまとめ発表する機会を確保するなど、教育内容・方法のいずれの観点からも工夫すること。	○		体育科の専門科目について、① スポーツを文化的、社会的視点で学ぶ、② 様々なスポーツの特性を学ぶ、③ スポーツを科学的視点で学ぶ、④ スポーツの理論と実践を融合する、の4つの視点から見直し、社会に開かれた、課題解決型の学習を展開している。また、体育科専門科目改編に伴い、新たに様々な機器等の導入や無線LAN環境の整備等を行った。さらに、大阪体育大学と高大連携協定を締結し、スポーツを科学的な視点から学ぶための特別講座等を実施するほか、大阪府立桜宮高等学校と友好連携協定を締結し、改革事例を先進事例として取り入れ、生徒の交流、教育及び研究活動に関すること等に取り組み、学校改革を進めている。
7 部活動等と保護者との適切な関係について					
(1) 部活動と保護者との適切な関係づくり	① 不祥事等発生時の保護者への適正な対応(※)	「保護者の意向」を隠れ蓑にして、不祥事をなかつたこととするような判断は断じて許されない。	○		1-11) - ② 2-13) - ② 参照
	② 進路指導の生徒の自主性の尊重(※)	部活動顧問が進路指導に関与していることによって、部活動における顧問と生徒・保護者との主従関係が固定化されることは望ましくなく、生徒の主体性を重視した進路指導など、進路指導の方針を学校としてしっかりと定め、組織的に進めていく必要がある。	○		部活動による進学については、学校長の推薦が必要となっており、顧問が個別に話を進めるのではなく、進路担当や担任も含めて、本人やその保護者との面談を通して進めている。 特に大学進学におけるスポーツ推薦については、今後、これまでの進路指導の手続きに加え、推薦者の決定にあたっては、管理職や学年主任、進路指導部長等をメンバーとする会議体で推薦者を事前に確認することとする。

◀ 色分けの説明 ▶

(ピンク) ... 「取組状況」に進展があった項目 (○の位置が移動した項目)

(薄黄色) ... 取組を行っているものの、「取組状況」の進展にまでは至っていない項目 (○の位置が移動していない項目)

青字 ... 取組内容の更新を行った点